

病院の経営危機への対応について

長期化する物価や人件費の高騰の中で、医療機関は、国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行い、独自に物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難である。特に、入院医療機関である病院は、提供している医療の内容や施設規模の大きさから、物価・賃金の上昇に見合った適切な診療報酬が設定されないと、経営に与える影響が非常に大きい。

とりわけ、一都三県の物価水準は総務省の令和5年消費者物価地域差指数によると、いずれも全国平均以上となっており、都市部の病院への影響は甚大なものである。

令和6年度の診療報酬改定率（+0.88%）は物価・賃金の上昇に見合っておらず、3病院団体（日本病院協会、全日本病院協会、日本医療法人協会）が実施した病院経営定期調査によれば、令和6年度診療報酬改定前後の医業利益率は改定前がマイナス7.5%、改定後がマイナス9.8%と危機的な状況に陥っており、救急医療を担う急性期病院を中心に、患者が増加しても赤字が拡大するなど、深刻な経営危機に面している。

こうしたことを背景に、国では、緊急支援パッケージとして補正予算が計上され、さらに、令和7年4月には、入院時の食事基準額は一食当たり20円の引上げが行われるが、この引上げについては、関係団体から不十分との声がある。本来であれば、診療報酬にしっかりと物価・賃金の上昇率を加味すべきであることから、社会保障予算に関する財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めることが必要である。

また、医療法人は、収益業務の実施が制限されているため、診療報酬が経営に与える影響が非常に大きく、各医療機関の創意工夫による経営改善にも限界がある。附帯業務として実施できる事業の拡大など、規制を緩和し、医療機関が独自の工夫により経営を安定化できるようにすることも必要である。

については、地域の医療提供体制を守るため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 直近の病院の経営状況を考慮し、地域医療を守るための診療報酬改定を速やかに実施すること。
- 2 診療報酬体制について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。
- 3 診療報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、物価水準や医療資源等の地域の実情も考慮した緊急支援を行うこと。
- 4 持続的かつ安定した医療の提供に向けて、病院が患者に求めることができる費用や医療法人が実施できる事業の範囲など、病院の経営安定化に資する規制緩和等についても検討すること。

令和7年 月 日

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

九都県市首脳会議

座長	横浜市 長	山中 竹 春
	埼玉県 知事	大野 元 裕
	千葉県 知事	熊谷 俊 人
	東京都 知事	小池 百合子
	神奈川県 知事	黒岩 祐 治
	川崎市 長	福田 紀 彦
	千葉市 長	神谷 俊 一
	さいたま市 長	清水 勇 人
	相模原市 長	本村 賢 太郎